

## 赤塚税務会計事務所通信

## 役員退職金②

～役員退職金の適正額とは～

前回に引き続き、今回も役員退職金についてです。

役員退職金は高額になることも多く、その金額の妥当性について、税務調査、さらには税務訴訟で争われることも少なくないです。妥当な金額の考え方について簡単に説明します。

**過大役員退職金の損金不算入**

法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない(法人税法 34条 2項)こととされています。

そして、不相当に高額な部分の金額とは、当該役員その内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額(法人税法施行令 70条)とされています。

役員退職金の適正額の計算については、専門家でも頭を悩ませる問題ですが、法律上の判断基準は、同規模同業種法人との比較ということになります。

ただし、同規模同業種の退職金の平均額を調べるのも簡単ではないところが、悩ましいところです。

**役員退職金の計算方法① 功績倍率法**

役員退職金の計算方法のうち、最もよく使われる方法が功績倍率法です。功績倍率法では、次の計算式によって退職金額を計算します。

退職金額＝退職時月額報酬×勤続期間×功績倍率※

※ 功績倍率は役職に応じて定めることが一般的であり(代表取締役 3.0、専務取締役 2.5、常務取締役、2.3、取締役 2.0 など)、会社の退職金規定に明示しておくことが望ましいです。

例として、退職時月額報酬 100 万円、勤続年数 25 年、功績倍率 3.0 の場合の退職金額は、  
 $100 \text{ 万円} \times 25 \times 3.0 = 7,500 \text{ 万円}$ となります。

**役員退職金の計算方法② 1年あたり平均額法**

役員最終月額報酬が何らかの事情で適正でなく、功績倍率法では退職金額の合理性を欠く場合には、1年あたり平均額法が使われる場合があります。

～裏面に続きます～

1年あたり平均額法では、同規模同業種の比較法人の退職金額をその勤続年数で除した「1年当たりの退職金の平均額」に退職役員の勤続年数を乗じて退職金額を計算します。

一例として、創業者でもある代表取締役が、退職時月額報酬10万円、勤続年数20年で退職した場合を考えてみましょう。この会社は、創業以来業績は好調でしたが、直近3年間で急激に業績が落ち込んでいました。3年前までは、月額100万円の役員報酬を支払っていましたが、業績低迷に伴い、3年前より役員報酬を月額10万円に減額しました。

このようなケースに功績倍率法で計算すると、

$10\text{万円} \times 20\text{年} \times 3.0 = 600\text{万円}$ となります。

これでは、好調時の年収1,200万円の半額にしかならず、創業社長の業績を合理的に反映されたものとはいえないでしょう。

このような場合には、1年あたり平均額法によって退職金額を計算するほうが合理的であるといえます。

仮に同規模同業種の退職金額が7,000万円、勤続25年であるとすれば、1年当たりの退職金の平均額は280万円となり、退職金額は $280\text{万} \times 20\text{年} = 5,600\text{万円}$ となります。

また、このようなケースには、最終月額報酬による功績倍率法ではなく、役員就任時から退職時までの月額報酬の平均額を計算し、功績倍率を乗じる

方法も考えられますが、いずれにしろ最終的な判断基準は、同規模同業種法人と比べて不相当に高額かどうかということになります。

### 退職金の原資との関係

役員退職金は高額になることが多いため、前もって資金を積み立てているケースも多いと思います。

生命保険契約を用いて、退職時に保険を解約し、その解約返戻金で退職金を支払う方法などが一般的に行われています。

ただし、解約返戻金として得た金額イコール適正退職金額ではありません。解約返戻金の額と適正な退職金額とは切り離して考える必要がありますのでご注意ください。

### まとめ

役員退職金は、金額的な重要性が高いにも関わらず、計算の際に考慮すべき、同規模同業種法人の退職金の支給状況が把握しづらいという、税務上とても難しいテーマとなっています。

会社により様々な状況があり、個別性の高いものでもあるので、慎重な判断、計算根拠、証拠資料の保存に気を付けていきたいものです。



**赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803      FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com)    HP <https://a-taxlaw.com>

**なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！**